

【見舞金等の申請に必要な書類・見舞金の給付について】

当法人では、幼児[*1]・児童・生徒、保護者、教職員、学校協力者を対象に学校管理下外[*2]の事故(けが)及び、学校管理下内の部活動での事故(けが)に対する見舞金の給付[*3]を行っています。

*1. 幼児とは、特別支援学級に在籍する幼児を指します。

*2. 学校管理下外とは次の場合を指します。

○学校の教育活動が行われている日で、学校から下校して家に入り翌日学校に登校するために家を出るまで

○学校の教育活動が行われていない日(土・日曜日・祝日)及び、長期休業中

○放課後キッズクラブ・学童保育・放課後等デイサービス等の管理下

※土・日曜日・祝日や長期休業中は学校管理下外なので、放課後キッズクラブ・学童保育・放課後等デイサービス等の往復途次の事故も、安振会の見舞金(共済金)給付の対象となります。

*3. 学校管理下内の部活動での事故(けが)に対する見舞金の給付については、別紙【部活動中の事故見舞金の申請・給付について】を参照してください。

また、見舞金についても、「負傷見舞金(学校管理下外)」「負傷見舞金(部活動)」「障害見舞金」「死亡弔慰金」「交通事見舞金」「供花料」の6種類があり、それぞれ申請方法・申請書様式が違います。

それぞれの種類別に、簡単に説明します。

《見舞金等の申請に必要な書類について》

負傷見舞金

☆外的要因による事故（けが）が対象となります。（疾病・スポーツ障害に該当するものは、対象外となります。）

- * 骨折・捻挫・切創・火傷等の場合は、「第2号様式-2」、歯科の場合は、「第2号様式3」を提出します。
- * 2か所以上の医療機関等に通院した場合（整形外科と歯科、外科と口腔外科等）は、それぞれの「入・通院証明書」を提出します。ただし、同一日に複数の医療機関等に通院しても、1日分の給付となります。
- * 給付対象期間は、事故日から事故日を含めて180日までです。
- * 180日以内に治癒、または、180日以降も加療中になった時点で申請します。

☆幼児・児童・生徒の場合

◎安振会に加入している子どもが給付対象となります。

◇学校管理課外の負傷事故に限ります。

○見舞金等請求申請書（第2号様式-1）⇒保護者が記載します。

○入・通院証明書（第2号様式-2または第2号様式-3）⇒医療機関が記載します。

*入院は1日以上、また、通院は3回以上（歯科の場合は通院が2回以上）あれば、申請できます。

☆保護者の場合

◎安振会に加入している世帯が給付対象となります。

◇学校・PTAが主催・共催する事業中の負傷事故に限ります。

○見舞金等請求申請書（第2号様式-1）⇒保護者が記載します。

○入・通院証明書（第2号様式-2または第2号様式-3）⇒医療機関が記載します。

○学校・PTAが主催・共催する事業の開催が証明できるもの

*保護者の場合は、入院または通院1回以上となります。

☆教職員の場合

◎会計年度職員を除いた教職員が給付対象となります。

◇PTAが主催する事業中の負傷事故に限ります。

○見舞金等請求申請書（第2号様式-1）⇒教職員本人が記載します。

○入・通院証明書（第2号様式-2または第2号様式-3）⇒医療機関が記載します。

○PTAが主催する事業の開催が証明できるものを添付します。

*教職員の場合は、入院または通院1回以上となります。

☆学校協力者の場合

◎学校に登録された学校協力者が対象となります。

◇学校行事や学校の教育課程内の活動（学校行事を含む）中の負傷事故に限ります。

○特別見舞金等請求申請書（第9号様式-1）⇒学校協力者本人が記載します。

○入・通院証明書（第2号様式-2または第2号様式-3）⇒医療機関が記載します。

○講師依頼文や学校登録者名簿等の写し

*一律1万円の見舞金給付となります。

障害見舞金

◇提出された「入・通院証明書」の経過の欄の「後遺障害」に印がある場合や特記事項（後遺症等）の欄に記載がある場合は、年3回開催される後遺障害審査委員会において審査をします。審査委員会で「後遺障害」と認められた場合は、通常の見舞金の他に、その程度に合わせて障害見舞金が給付されます。したがって、特に別の様式の提出は必要ありません。

*審査委員会は、年3回（7月・12月・3月）開かれます。

*審査委員会に諮る場合は、けがの写真等をお願いする場合があります。

死亡弔慰金

☆幼児・児童・生徒の場合

◎安振会に加入している子どもが給付対象となります。

◇学校管理下外の負傷事故・交通事故及び登下校中の事故（交通事故を含む）で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡したときに限ります。

○死亡報告兼弔慰金請求申請書（第2号様式-5）⇒原則、保護者が記載となりますが、保護者の同意のもと、学校が記載する場合があります。

○横浜市教育委員会提出の「児童・生徒死亡報告書」の写し

*事故の状況により、金額が変わります。

*様々なケースが考えられますので、必要に応じて電話にてご相談ください。

☆保護者の場合

◎安振会に加入している世帯が給付対象となります。

◇PTA活動中の事故（PTA活動、学校行事への往復途次の交通事故を含む）で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡したときに限ります。

○死亡報告兼弔慰金請求申請書（第2号様式-5）⇒原則、保護者が記載となりますが、保護者の同意のもと、学校が記載する場合があります。

○事故関係書類

*事故の状況により、金額が変わります。

*様々なケースが考えられますので、必要に応じて電話にてご相談ください。

☆学校協力者の場合

◇学校に登録された学校協力者が対象となります。

◇学校行事や学校の教育課程内の活動（学校行事を含む）中の負傷事故で、発生日からその日を含めて180日以内に死亡したときに限ります。

○特別死亡弔慰金申請申請書（第9号様式-3）⇒原則、学校協力者の家族が記載となりますが、学校協力者の家族の同意のもと、学校が記載する場合もあります。

○講師依頼文や学校登録者名簿の写し

交通事故見舞金

☆幼児・児童・生徒の場合

◎安振会に加入している子どもが給付対象となります。

◇学校管理下外で交通事故として認められる負傷事故に限ります。

○交通事故報告兼見舞金請求申請書（第2号様式-4）⇒保護者が記載します。

○横浜市教育委員会へ提出する「事故報告書」の写し、または、自動車運転安全センター発行の交通事故証明書（写しでも可、写しの提出の場合は証明書代の給付はありません。）

*一律3千円の見舞金の給付となります。

*入・通院証明書は不要です。提出されても証明書代の給付はありません。

☆保護者の場合

◎安振会に加入している世帯が給付対象となります。

◇PTA活動への往復途次に交通事故として認められる負傷事故に限ります。

○交通事故報告兼見舞金請求申請書（第2号様式-4）⇒保護者が記載します。

○交通事故証明書等、事故が証明できるもの（自動車運転安全センター発行の交通事故証明書写しでも可。写しの提出の場合は、証明書代の給付はありません）

*一律3千円の見舞金の給付となります。

*入・通院証明書は不要です。提出されても証明書代の給付はありません

☆学校協力者の場合

◎学校に登録された学校協力者が対象となります。

◇も含め学校行事や学校の教育課程内の活動（学校行事を含む）への往復途次に交通事故と認められる負傷事故に限ります。

○特別交通事故見舞金請求申請書（第9号様式-2）学校協力者本人が記載します。

○交通事故証明書等、事故が証明できるもの（自動車運転安全センター発行の交通事故証明書写しでも可。写しの提出の場合は、証明書代の給付はありません）

*一律3千円の見舞金の給付となります。

*入・通院証明書は不要です。提出されても証明書代の給付はありません。

供花料

◇疾病による死亡等、前記「死亡弔慰金」以外で、「幼児・児童・生徒」「保護者」「教職員」が亡くなった場合は、供花料を申請します。

○供花料請求申請書（第8号様式）

- * 入・通院証明書は不要です。提出されても証明書代の給付はありません。
- * 教職員の申請については、現職の方本人に限ります。

☆安振会ご加入に向けて（令和8年度版）の「6. 見舞金等給付について」並びに「（一財）横浜市安全教育振興会見舞金等給付規定（別表）」、及び、ハンドブック（令和4年4月配布）を参考にしてください。

☆提出された申請書及び入・通院証明書等の書類に不備や確認したいことがあった場合は、担当者（副校長先生）に連絡をいたします。

☆申請書等の様式については、横浜市安全教育振興会のホームページ（申請書様式集）よりダウンロードすることができます。

- * 用紙の左上に【令和7年4月】と記載されている申請書が最新版です。（別紙参照）

《見舞金の給付について》

- 毎月第3週末までに申請のあったものとなります。
- 申請内容を確認させていただき給付金額が確定した場合は、当月末までに、各学校指定の口座（年度当初に学校から振興会に回答していただいた口座）に振り込みます。
- 第4週以降に申請があった場合は、翌月の支払となります。
- 振込と同時に「支払通知書」を各学校にメール便で送付します。

負傷見舞金の支払

〈入院の見舞金の給付〉

◇入院した場合の見舞金は、次の算式により算出した額とします。

(1) 幼児・児童・生徒の場合

$$\text{◎入院日額 (1,200 円)} \times \text{入院日数} = \text{見舞金の額}$$

(2) 保護者の場合

$$\text{◎入院日額 (1,800円)} \times \text{入院日数} = \text{見舞金の額}$$

〈通院の見舞金の給付〉

◇通院した場合の見舞金は、次の算式により算出した額とします。

(1) 幼児・児童・生徒の場合

$$\text{◎通院日額 (1,000 円)} \times \text{通院日数} = \text{見舞金の額}$$

(2) 保護者の場合

$$\text{◎通院日額 (1,400 円)} \times \text{通院日数} = \text{見舞金の額}$$

- * 通院日数が歯科の場合は2日以上、それ以外は3日以上通院するようないがであるものを対象とします。
- * 入・通院の日数について、同じ日に複数の診療科や医療機関を受診した場合は、入・通院の実日数は1日とします。
- * 事故発生日から180日までに入・通院した日数が対象となります。
- * 医師法で定められた医師以外（柔道整復士等）で受診した場合には、見舞金の額は規定の半額とします。また、医師法で定められた医師の指示により按摩マッサージ鍼灸師で施術を受けた場合も、見舞金額も規定の半額とします。なお、カイロプラクティック・整体等で施術の場合は給付対象とはなりません。
- * 負傷が骨折である場合には、外科あるいは整形外科でX線撮影をし、骨折であることを確認しないと負傷見舞金の支払いはできません。

〈証明書代の給付〉

◇入・通院証明書代は2,200円（税込）を上限とします。

- * 安全教育振興会所定の入・通院証明書（第2号様式-2または第2号様式-3）であれば、証明書代が給付されます。ただし、保険会社等に出されたコピーの提出については、証明書代の給付はありません。

〈ギプス代等（外固定装具を含む）の給付〉

◇ギプス代等（外固定装具を含む）の給付については、医師の判断に基づいて使用された場合は、次の金額を支払します。ただし、三角巾・絆創膏・テーピング、包帯は除きます。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 上肢・下肢・体幹・鎖骨 | 5,000 円 |
| (2) 半肢 | 3,000 円 |
| (3) 手指、足指 | 2,000 円 |

障害見舞金の支払

◇審査委員会で「後遺障害」と認められた場合は、通常の見舞金の他に、その程度に合わせて障害見舞金が給付されます。なお、審査委員会において、後遺障害が認められない場合は、通常の見舞金のみでの給付となります。

- * 障害等級の級・号の判断は日本スポーツ振興センター障害等級表に準拠します。ただし、傷害見舞金の給付額は当法人の規程（算出方法書）により計算し設定しています。
- * 詳細については、ご加入に向けての裏面「(一財)横浜市安全教育振興会見舞金等給付規程（別表）」を参考にしてください。

死亡弔慰金の支払

◇幼児・児童・生徒が事故によって死亡した場合は、「学校管理下」「交通事故」「登下校時」の場合により、それぞれ弔慰金額は異なります。また、保護者の場合には、「学校・PTAが主催・共催する事業中」「学校行事・PTA活動への往復途中」「PTA活動中の疾病」の場合により、それぞれの弔慰金額は異なります。

- * 詳細については、ご加入向けの裏面「(一財)横浜市安全教育振興会見舞金等給付規程（別表）」を参考にしてください。

交通事故見舞金の支払

◇一律3千円の見舞金の給付となります。

- * 幼児・児童・生徒の通院に係る見舞金の場合は、1日以上入院、もしくは3日以上通院をしたものを対象とします。
- * 事故の相手が不明の場合等（ひき逃げ等）は、負傷見舞金の給付対象となり、交通事故見舞金の支給はありません。
- * 入・通院証明書は不要です。提出されても証明書代の給付はありません

供花料の支払

◇幼児・児童・生徒及び保護者・教職員の疾病等による死亡の場合は、一律3万円を給付します。

- * 入・通院証明書は不要です。提出されても証明書代の給付はありません。
- * 教職員の申請については、会計年度任用職員を除く現職の方本人に限ります。